

# 「森林の土地の所有者届出書」 の様式が変わりました

森林の土地の所有者届出制度において、新たに所有者となった方が提出する「森林の土地の所有者届出書」の様式が改正され、この4月から、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくことになりました。

林野庁ウェブサイトでは、制度を紹介するパンフレットと、届出書をパソコンで作成できる届出書作成支援ファイル（エクセル形式）を公開しています。

最新の森林所有者を市町村が把握することで、例えば、所有者の方への働きかけがしやすくなるため、森林の集積・集約化などにつながり、地域の適切な森林づくりが円滑に進むことが期待されます。相続などで森林を取得された場合は、忘れずに市町村への届出をお願いいたします。

**森林の土地を取得したときは届出が必要です**  
2026年4月～届出書に国籍等の記載が始まります  
～森林の土地の所有者届出制度の概要～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

**Q なぜ届出が必要なのですか？**  
A 森林の所有者が分からない。  
① 行政が森林所有者に対して助言等ができない  
② 事業体が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない  
ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法に基づき、森林の土地の所有者届出制度が定められています。  
また、令和8年度(2026年)4月から、届出書の様式が改正され、所有者となった方の国籍等を新たに記載していただくことになりました。  
なお、この届出により、森林の土地の所有者の帰属が確定されるものではありません。

**Q どのような場合に届出が必要なのですか？**  
A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林<sup>※1</sup>の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出<sup>※2</sup>を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。  
※1 用途計画が決定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地籍によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。  
※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の取得時または取得後2年以内には、森林の土地の所有者届出は不要です。  
用途計画区域: 2,000㎡<sup>※</sup> その他の都市計画区域: 5,000㎡<sup>※</sup> 都市計画区域外: 10,000㎡<sup>※</sup>

**Q どのように届出を行うのですか？**  
A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長へ届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。

**!** 森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha以上の林地開発（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は10.5ha超）を行う場合は知事の許可が必要です（保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です）。

**Q どのような届出書を提出するのですか？**  
A 届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出してください。  
① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)  
② その森林の土地の登記事項証明書(写してもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど、届出する方が権利を取得したことがわかる書類

林野庁のWebサイトにおいて制度の紹介や、届出書の様式・届出書の入力支援するファイルを公開しています。

**Q 届出を出さないとうなるのですか？**  
A 届出を出さない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

**No! 無届** **No! 虚偽届出**

**制度概要のパンフレット ▶**

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/index-13.pdf>



**森林の土地の所有者届出書作成支援ファイル ▶**

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/xls/index-3.xls>



**① 森林の土地の所有者届出制度の概要**

森林法では、森林の土地の所有者となった方は、所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長へ届出を行うことが義務付けられています。

売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した場合は、個人か法人かによらず、全て届出が必要です。

なお、不動産登記とは別の制度であり、相続や売買による所有権移転登記を実施した場合であっても、この届出は必要ですのでご注意ください。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要となります。

**② 森林の土地の所有者届出制度の林野庁ウェブサイト**

制度概要のパンフレットや届出書作成支援ファイルのほか、届出書の様式・関係通知等は、林野庁ウェブサイトから入手することができます。なお、届出方法などの具体的な運用は市町村により異なることがありますので、届出先の市町村の指導に従って作成・提出をお願いします。

**森林の土地の所有者届出制度（林野庁ウェブサイト）**

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

